

(四) 年末賞與を増額せられたし
(五) 五日間内に回答せられたし

の嘆願をなし以後交渉を持續したが、一月二十七日遂に争議に入り目下繼續中である。

(2) 今福印刷所 大阪市旭區今福町一七〇

従業員 一五名 参加者 二名

一月十一日臨時工二名の解雇より解雇反對の紛争起り翌十二日手當支給により解決したるもの。

(3) 松尾鐵骨橋梁株式會社 大阪市大正區福町二丁目三五

従業員 一二〇名 参加者 九名

一月十六日新機械購入の爲剩員生じ二名解雇を命ぜられたるにより解雇反對解雇手當の支給を要求し紛議となりしが十八日解雇者一名、手當支給にて解決す。

(4) 安田硝子工場 大阪市西成區梅通九ノ九一九

従業員四〇名 参加者全員

一月二十二日従業員は大阪金屬の應援を得て

下日給を左の如く値上する事

一圓以下は四割 一圓以上は三割値上する事

三年二回定期昇給を実施する事 但し最低十錢とす。

等八項に亘る待遇改善の嘆願をなしたるに、會社側は實銀値

上に對して拒絶したる外、殆んど拒絶的態度を取りたる爲、

二十七日より怠業に入り午后遂に罷業に入つた。繼續中

(5) 池原鑄造所 大阪市西成區旭南通五丁目

従業員二一名 参加者全員

一月二十四日大阪金屬所屬の従業員は

(一) 請負單價三割の値上

(二) 常備者日給一割値上

(三) 二年二回、一圓五錢の定期昇給